

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年10月 1 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年10月1日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第16号 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

報告第38号 公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第39号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第42号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定等について

②熊本県警察職員定数条例の一部改正について

出席委員(7人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 甲 斐 正 法

委員 小 杉 直

委員 平 野 みどり

委員 氷 室 雄一郎

委員 松 田 三 郎

委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一

教育理事 豊 田 祐 一

教育総務局長 吉 田 勝 也

教育指導局長 上 川 幸 俊

首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也

学校人事課長 山 本 國 雄

社会教育課長 福 澤 光 祐

文化課長 手 島 伸 介

施設課長 清 原 一 彦

高校教育課長 越 猪 浩 樹

政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一

義務教育課長 浦 川 健一郎

特別支援教育課長 栗 原 和 弘

人権同和教育課長 池 田 一 也

体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也

警務部長 黒 川 浩 一

生活安全部長 佐 藤 正 泉

刑事部長 池 部 正 剛

交通部長 木 庭 強

警備部長 潮 崎 樹 典

首席監察官 吉 長 立 志

参事官兼警務課長 林 修 一
参事官兼会計課長 甲 斐 利 美
理事官兼総務課長 田 中 哲 浩
参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐
参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久
参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
交通規制課長 木 庭 俊 昭
参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
ただいまから、第5回教育警察常任委員会
を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案
等を議題とし、これについて審査を行います。

教育委員会、警察本部の順に説明を求め、
質疑については最後にまとめて受けたいと思
います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率
よく進めるため、最初に一度立っていただい
た後、説明は着座のまま簡潔にお願いしま
す。

それでは、教育長から、続いて担当課長か
ら順次説明をお願いいたします。

田崎教育長。

○田崎教育長 おはようございます。本日も
どうぞよろしくお願ひいたします。

では、お許しをいただいて、着座にて御説
明をさせていただきます。

今議会に提案しております教育委員会関係
議案の概要につきまして御説明をいたしま
す。

まず、議案第1号平成26年度熊本県一般会
計補正予算第4号ですが、今回補正を計上し

た事業は施設課の一般会計に係る事業であ
り、教育施設災害復旧費として57万円の増額
補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の設定でございます。

熊本近代文学館において、文学資料とあわ
せて県立図書館所蔵の歴史資料を展示するな
ど、情報発信機能を拡充するための改修工事
に係る債務負担行為を設定するものでござい
ます。

次に、条例等議案でございますが、議案第
16号、17号及び18号は、現在の低金利の状況
等を踏まえまして、それぞれ、熊本県育英資
金、熊本県高等学校定時制・通信制課程修学
奨励資金及び熊本県立高等学校再編整備に伴
う通学支援奨学金の延滞利息の利率を引き下
げるため、関係条例の一部を改正するもので
ございます。

次に、報告第6号は、職員による交通事故
の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の一
部を報告させていただきます。

次に、報告第38号で公益財団法人熊本県武
道振興会の経営状況を説明する書類及び報告
第42号で熊本県教育委員会の点検及び評価報
告書を提出いたしております。

また、その他報告事項として、本県議会に
おいて健康福祉部から提案し、厚生常任委員
会に付託されております熊本県幼保連携型認
定こども園の設備及び運営の基準に関する条
例の制定等について、報告を予定しておりま
す。

以上が今議会に提案申し上げております議
案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長か
ら説明させていただきますので、御審議のほどよろしく
お願ひ申し上げます。

○清原施設課長 施設課でございます。座つ
て説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

補正予算でございますが、教育施設災害復

旧費57万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

これは、7月の6日から7日にかけての大雨、落雷により、上天草市の中学校1校において、のり面の一部崩壊及び消防設備の故障、また、苓北町の小学校1校において、受電設備の故障が発生いたしました。これに伴い、市町村立学校施設の災害復旧に係る国との連絡及び市町村に対する指導、調査、検査などに要する事務費でございます。この事務費につきましては、国から全額交付されるものでございます。

なお、落雷による消防設備及び受電設備の故障の2件については、既に復旧が完了しております。また、のり面の一部崩壊については、今後、国の災害査定を受けた後、復旧工事を行う予定でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。座って説明させていただきます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

平成27年度に予定しております県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業に係る債務負担行為として3億4,468万5,000円の設定をお願いするものでございます。

本事業は、熊本県立図書館に併設いたします老朽化した熊本近代文学館を改修し、これまでの文学資料に加え、県立図書館で所蔵している古文書等の歴史資料も展示できるようにするものでございます。

改修によりまして、国宝や重要文化財などの貴重な資料を展示することができる施設にするとともに、子供たちが間近で本物の資料に接し、学ぶ場となるよう、展示のあり方も見直してまいります。

熊本近代文学館につきましては、現在改修に向けた実施設計中でございます。

今回、改修工事に係る債務負担行為の設定

をお願いいたしますのは、平成27年度後半のリニューアルオープンに向けて、11月には入札手続を開始し、年度内の契約を行い、業者を決定いたしまして、来年度速やかに近代文学館の改修工事に着手するためでございます。

なお、予算につきましては、平成27年度当初で計上いたします。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

第16号議案として、熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例について提案しております。

これは、現在の低金利の状況及び独立行政法人日本学生支援機構が延滞金の利率の引き下げを行ったことなどを踏まえ、熊本県育英資金の延滞利息の利率の引き下げを行うものでございます。

主な改正内容としましては、現行の6月につき5%、年利換算10%から6月につき2.5%、年利換算5%に引き下げるものでございます。

なお、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第17号議案として、熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例について提案しております。

この議案の内容につきましては、先ほど説明をいたしました育英資金の延滞利息の引き下げと同様に、現在の低金利の状況等を踏まえ、定時制・通信制課程に学ぶ勤労学生のための修学奨励資金に係る延滞金の利率を引き下げるもので、現行の年10.95%から年5%に引き下げるものでございます。

なお、この議案につきましても、公布の日から施行し、4月1日から適用するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第18号議案としまして、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例について提案しております。

この議案の内容につきましても、先ほどから説明をしております2議案と同様に、現在の低金利の状況等を踏まえまして、通学支援奨学金の延滞利息の利率を引き下げるものでございます。現行の6月につき5%、年利換算10%から6月につき2.5%、年利換算5%に引き下げるものでございます。

なお、この議案につきましても、公布の日から施行し、4月1日から適用するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

報告第6号議案として、専決処分の報告をいたします。

これは、平成26年1月20日に天草市河浦町地内において、河浦高等学校職員が駐車場の公用車をとめようとバックした際、駐車中の天草市の公用車前方に接触し、相手方の車両の一部を破損したものでございます。

なお、相手方との和解内容としましては、賠償額16万3,850円、過失割合は、県が10、天草市ゼロで、賠償金については任意保険で対応しております。

以上のとおり、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定について専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でござい

す。着座にて説明させていただきます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

報告第38号議案としまして、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について提案しております。

これは、公益財団法人熊本県武道振興会の基本財産額のうち、県の出資額が4分の1以上になることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する書類を議会に提出するものでございます。

お手元の別冊資料、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類によりまして、平成25年度決算及び平成26年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

資料1ページからは、1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)武道指導者講習会や、2ページの(2)熊本県武道祭などの平成25年度事業実績が記載されております。

5ページからは、2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や、(2)幼少年武道1日体験教室などの事業実績と、7ページからは、法人運営に係る事項が記載されております。

9ページからは、平成25年度決算関係の財務諸表を記載しております。

平成25年度収支計算書にありますように、収入計は3,923万4,119円に対し、10ページ、支出計は3,915万5,241円で、収支差額は7万8,878円でございます。

また、平成26年度の事業計画を17ページから記載をしております。

内容は、1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)空手道指導者講習会や、(2)熊本県地域社会柔道指導者研修会など、20ページからの2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や、(2)幼少年武道1日体験教室などの事業が計画されております。

最後になりますが、平成26年度収支予算書

を23ページから24ページにかけて掲載しているところがございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

それでは、かけさせていただいて御説明させていただきます。

資料の14ページ、報告第42号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明させていただきます。

報告書本体は別冊のとおりでございますが、本日は、こちらの概要によりまして御説明させていただきます。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、教育委員会の活動状況や教育施策の実施状況につきまして、点検、評価を実施いたしました。

教育施策の実施状況につきましては、くまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、平成25年度の取り組みを整理しております。

また、点検、評価に当たりましては、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を7月15日に開催いたしまして、外部有識者の皆さんからの御意見をいただいております。

なお、平成26年3月に策定いたしました第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランにおきまして、平成25年度を含みます過去5年間の成果と課題について検証整理の上、今後の方向性をそのプランに既に提示しております。

報告書の内容につきまして、まず、教育委員会の活動状況といたしましては、定例会12回、臨時会を1回会議を開催いたしまして、また、次期教育プランや高校再編等につきまして勉強会を実施しております。

学校等への訪問を11校、1施設実施いたし

ましたほか、知事等との意見交換会を4回実施いたしております。

15ページをごらんください。

県民の教育全般に関する関心を一層高めるため、教育委員会の活動を初めとしたさまざまな取り組みや情報について、みずからの媒体に加え、記者会見などの機会を活用して、より丁寧かつ積極的な周知、広報に取り組むとともに、他の関係機関との意見交換等により連携を強化する、教育委員会の媒体により発信する情報については、受け手側の反応の把握にも努めることで、より効果的な情報発信の方法の検討を図ると総括しております。

次に、教育施策の実施状況でございます。

まず、(1)幼児期についてでございます。

詳細は、報告書本体の17ページから19ページに記載しておりますが、主な取り組みといたしまして、「親の学び」プログラムを活用した家庭教育支援講座及び進行役養成講座を実施いたしております。

また、読書応援ボランティア養成講座や県立図書館等での幼児を対象とした絵本の読み聞かせなどを実施しております。

次に、(2)青少年期についてでございます。

詳細は、報告書本体の20ページから23ページに記載しております。

主な取り組みは、放課後子ども教室の実施や熊本版コミュニティースクールの指定、土曜授業の推進、小中学校での県学力調査の実施、活用や、中学校でのくまモン英語チャレンジ及び道徳用郷土資料「熊本の心」を土台とする英語読み物資料「The Spirit of KUMAMOTO」の作成、配布を実施いたしました。

また、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用や学校におけるフッ化物洗口の推進に取り組ましました。

16ページをごらんください。

特別支援教育では、看護師、キャリアサポーター、特別支援学校サポーターの配置、人

工呼吸器装着児童生徒の訪問看護利用補助の実施、菊池支援学校高等部山鹿分教室、松橋支援学校高等部氷川分教室及び熊本かがやきの森支援学校を設置いたしました。

いじめ問題に関しましては、心のアンケートやスクールカウンセラー、学校支援アドバイザーの配置及びスクールソーシャルワーカーの学校への配置、拡充を実施いたしました。

また、授業マイスターの認定や公開授業の実施、学校改革プロジェクト支援、校務ICT化の推進、運動部活動及びスポーツのあり方検討委員会の開催などに取り組みました。

次に、(3)の成年期以降についてでございます。

その詳細は、報告書本体の34ページから36ページに記載しております。

主な取り組みといたしましては、PTA等指導者研修会や県民カレッジ等による生涯学習の機会提供、県立図書館及び近代文学館の機能拡充に向けた検討会議を実施いたしました。

(4)の文化振興は、詳細は、報告書本体の37ページから38ページに記載しておりますが、主な取り組みといたしまして、鞠智城整備報告書の刊行や論文募集、シンポジウム等の開催による鞠智城の歴史的価値の発信、また、美術館の細川コレクション常設展示室で企画展を実施いたしました。東京、大阪でのシンポジウム等による鞠智城の認知度の向上や、細川コレクションの魅力ある展覧会などに取り組んでおります。

(5)のスポーツ振興につきましては、報告書本体では、39ページから40ページに記載しておりますが、総合型地域スポーツクラブの育成支援やトップアスリート及び指導者の育成、子供のスポーツ環境整備及びスポーツ施設の改修による機能充実に取り組みました。

17ページをごらんください。

最後に、県立高校再編整備基本計画の進捗

状況につきましては、報告書本体の41ページから42ページに記載しておりますが、主な取り組みといたしましては、荒尾・玉名地域及び天草地域におきまして、関係3校内に新設高校開設準備室を設置し、球磨地域における再編、統合に係る実施計画策定に向け、基礎調査や地元自治体との意見交換等を実施いたしました。

これらの取り組みについて、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランに示した方向性に沿った取り組みを推進し、目標達成に向け着実に取り組んでいく、なお、成果に関する記載は、必要に応じて簡潔なコメント等を適宜補足するなど、わかりやすい内容となるように努めると総括しております。

以上が報告書の概要でございます。

この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会で報告いたしました後、報告書については、広報誌やホームページ等により公表する予定でございますが、今後とも、教育委員会の取り組み状況につきまして、県民の皆様に広く知っていただくように努めてまいります。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 教育委員会からの説明が終わりましたので、続きまして、警察本部から説明をお願いいたします。

初めに、田中警察本部長。

○田中警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援を賜っております。心から御礼を申し上げます。

また、広島県における土砂災害及び御嶽山における噴火災害では、多くの方々が犠牲となられております。ここに、謹んで哀悼の意

を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

県警察といたしましては、今後も引き続き、災害を初めとするさまざまな緊急事態に対処できるよう、機動隊等の各種部隊について、訓練や装備、機材の充実を図り、事案対処能力の強化に努めてまいります。

それでは、座らせていただきます。

それでは、今回、県警察から提出しております4件の議案等について概要を御説明いたします。

議案第1号は、平成26年度熊本県一般会計補正予算についてですが、これは、鳥インフルエンザ防疫等対策事業として770万4,000円の増額補正及び放置車両確認事務の委託に伴う債務負担行為の設定についてお願いするものであります。

議案第39号は、運転免許欠格期間の誤教示事案の和解について報告し、承認を求めるものです。

報告第7号は、専決した8件の交通事故の和解に関する報告であります。

報告第39号は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成25年度決算と平成26年度事業計画に関する書類を提出するものです。

詳細につきましては、担当者から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいておりますが、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例が制定されることに伴って整備が必要となる熊本県警察職員定数条例の一部改正につきましても、後ほど担当者から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○甲斐会計課長 会計課です。よろしく願いします。

予算関係議案につきまして、お手元の警察

本部の説明資料に基づいて御説明いたします。

まず、説明資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案平成26年度熊本県一般会計補正予算(第4号)の警察費についてでございます。

鳥インフルエンザ防疫等対策事業で770万4,000円の増額をお願いしております。これは、本年4月に多良木町で発生しました高病原性鳥インフルエンザ感染事案を踏まえ、県防疫対策マニュアルが改定されたことに伴い、防疫支援活動を迅速化、強化するための関係資機材の整備に要する経費であります。

内訳としまして、現場指揮所用のエアーテントを1張り、立ち入り制限箇所等用のバルーン型投光機を5台お願いしております。

以上のとおり、平成26年度9月補正の予算総額は770万4,000円となり、増額補正後の平成26年度警察費歳出予算総額は365億7,774万9,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1号議案第2表、債務負担行為補正につきましては、違法駐車対策業務として1億3,072万7,000円の限度枠設定をお願いしております。これは、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間にわたり、放置駐車車両の確認と放置車両確認標章の取り付けに関する事務を民間の法人に委託するものであります。平成27年4月1日から運用開始するためには、平成26年度中に契約手続を行わなければならない、競争入札に要する期間等を確保する必要があるため、9月補正において債務負担行為の設定を行うものであります。

以上、御審議をよろしく願いいたします。

○吉長首席監察官 監察課です。着座させていただきます。

第39号議案並びに報告第7号議案について

御説明申し上げます。

資料は、3ページから8ページになります。

まず、専決処分の報告及び承認ですが、これは、運転免許欠格期間を誤って教示したことに係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、地方自治法第179条の規定により、議会に御報告の上、その御承認をお願いするものであります。

警察では、交通違反などにより運転免許を取得できない欠格期間を有する方から申請がありますと、その方の欠格期間がいつまでかを教示する業務を行っております。これにより、申請された方は、欠格期間の終了を見越して準備され、運転免許試験を受験することができます。ところが、今回の事案は、その申請に際し、運転免許課の職員がデータの一部を誤って入力したため、真実は欠格期間が3年であったものを1年と誤って教示したものです。その結果、その方は、自動車学校で実技試験を受けた後、欠格期間は終了したものだと思い、免許試験場で学科試験に臨まれましたけれども、実際には欠格期間中であったため受験できず、自動車学校の入校費用などの損害が生じたことから、今回これを賠償するものであります。

なお、再発防止のため、誤入力を防止するためのチェック表を作成するとともに、複数人によるダブルチェックを実施するなどの業務改善を行っております。

次に、専決処分の報告であります。

この専決処分の報告は、県警察の公用車事故に係る8件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、地方自治法第180条の規定により、議会へ御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、7ページ以降に記載させていただいておりますが、番号1は人身事故、その他の7件は物損事故でありまして、番号1、7、8は、相手車両に対する

動静不注視、番号2は、左折時の安全不確認、番号3、5は、ブレーキの操作不適、番号4、6は、後退時の後方安全不確認にそれぞれ起因するものであります。

8件中警察側の過失が大きい事故は6件で、全て自動車保険で対応しております。

なお、さきの議会でも御報告いたしましたように、本年に入り、公用車事故が増加傾向にあります。交通事故防止に関しましては、これまでも繰り返し指導、教養、運転訓練に努めてきたところではありますが、最終、最後は、ハンドルを握る職員個々の安全意識とその実践にかかっていることから、本年7月、8月を公用車交通事故防止行動強化期間と定め、各所属において、職員のさらなる意識啓発などを図ったところであります。

その結果、増加傾向に歯どめがかかるなど、一定の成果が見られたところであります。さらなる減少に向け、引き続き、実効ある事故防止対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊川組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。よろしく申し上げます。

報告第39号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について説明をさせていただきます。

当センターにつきましては、県が出資する法人でありますことから、地方自治法に基づきまして、関係書類を提出するものでございます。

当センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的として設立された公益法人でありまして、主な事業といたしましては、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業であります。

平成25年度の決算につきましては、事業収入が3,566万1,954円であり、事業支出は3,436万1,599円でございます。

次に、平成26年度事業計画についてでございます。

前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止を基本に、具体的事業としまして、提出資料の28ページから32ページに記載してありますとおり、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

平成26年度の事業予算につきましては、収入が4,185万5,000円、支出が4,482万8,000円でございます。支出超過分につきましては、前期繰越金で対応することになっております。

当センターでは、昨今の厳しい暴力団情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることにしております。

今後とも、委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会、警察本部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 警察関係で、1ページのこの鳥インフルエンザ対策のエアーテントとかバルーンというのは、これは本部に保管をすることですか。そこだけ。

○甲斐会計課長 会計課です。

一応機動隊で保管し、即時に使われるようにというふうに考えております。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○氷室雄一郎委員 警察関係でございますけれども、この補正予算の部分で、違法駐車対策業務、これは、平成27年度から29年度まで

の額がこの額なんですか。

○甲斐会計課長 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間です。

○氷室雄一郎委員 この違法駐車対策事業、委託をされるわけですがけれども、毎年均等額ということじゃないわけですかね。

○甲斐会計課長 当初は、制服とか資機材等がありますので、その年によって若干の差はありますがけれども、ほぼ均等な額でいっております。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○氷室雄一郎委員 はい。

○平野みどり委員 関連でいいですか。今の件なんですけれども、委託される委託先というのは、さまざまあるんでしょうか。それとも大体特定されている団体、NPOなんかも含めてあるんでしょうか。

○甲斐会計課長 道路交通法に公安委員会の登録を受けた法人に委託することができるというふうな規定になっております。現在、県内には3業者がおります。

○平野みどり委員 わかりました。いいです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 教育委員会に。体育保健課長が説明された武道振興会の経営状況を説明する書類、これの18ページ、武道館については、氷室先生が代表質問で知事に質問されて、藤崎台野球場については、ちょっと後ろ向きちゅうですか、あんまり積極的な発言じ

やございませんでしたが、武道館については、かなり前向きな答弁をしていただいたような気がいたしますが、この熊本県武道祭が11月8日ありますでしょう。このときには、くまモンを活用して、そして多くの見学者、特に子供さんたちを募るといふに聞いておりますが、そういうことが、そういう方法をとっていかれるのかということが1つと、武道館については、さっきの説明を受けると、収支バランスがまあまあのものでございますが、なかなか日ごろから武道館の運営については関係者が苦勞されとると思っておりますが、もう何度も話が出ておりますように、相当の老朽化と狭さ、駐車場の少なさで、新しい総合武道館を建てるべきだといふような声が各方面から来ておるわけですが、主管課としては、現在の時点では、総合武道館の建設についてはどういふふうに進捗しておりますかな。

○平田体育保健課長 まず、ございました熊本県武道祭、毎年11月に開催されているところでございまして、武道10団体がそれぞれの演舞をやっていただきまして、大変観客もございまして、盛り上がっているところでございます。

武道振興会といましては、武道の普及、奨励といふようなことを目的に上げていらっしゃると思いますので、県教育委員会としましても、一緒になりまして、また、今後の取り組み、教育委員会としても武道の普及、振興は努めておりますので、連携しながらまた取り組んでいきたいと思っております。その中で、またくまモンの活用とかも考えていきたいと考えております。

それから、武道館のことですが、武道館につきましては、今後も、武道の普及、振興を図る上で今まで重要な役割を果たしてきたわけですが、いろんな老朽化の問題、それから駐車場や武道場が狭いと

いった問題、こういった問題があるというところは認識しているところでございます。

現在、県民の方の機運の醸成、それから建設費用の問題、また熊本市との役割分担の件、そういったことも整理する必要がありますので、関係機関とも連携しながら対応していきたいと考えているところでございます。

○小杉直委員 なら、総合武道館の建設については、引き続き前向きに、積極的に取り組んでおるといふことの解釈でよろしいですか。

○平田体育保健課長 知事の答弁でもありましたように、今後とも関係機関と連携しながら整理して対応していくということでございますので、知事の答弁で答えさせていただきますと思います。

○小杉直委員 おっしゃるごと、もう御承知のとおり、熊本市との連携、協力、あるいはお金の問題の出資についても、共同出資的なところが必要に今後なってくるわけですね。たまたま市長選が今度行われて、新しい市長にどなたがなられるか、それは選挙の結果が出ないとわかりませんが、新しい市政と今の熊本県政との連携を強化して、そして主管課ですから、主管課はまた、向こうの市役所の主管課、教育委員会等々関係機関としっかり連携強化しながら、今後ともしっかり取り組んでいただきますように要望いたしますね。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 説明資料の16ページ、教育委員会の特別支援教育課だと思っておりますけれども、医療的ケアの必要な子供への特別支援

学校への看護師配置、人工呼吸器装着児童生徒の訪問看護利用補助とありますね。これは、こちらの詳細な資料でいくと、29ページに当たるようですけれども、こちらのほうがわかりやすいのかなと思いますけれども、昨日、たしか保護者の方から、人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業についての要望というのが出ています。一昨日ですかね。その中で、私もその後お話聞いたんですけれども、やはりほほえみスクールライフ支援事業の医療的ケアの子供に対応している医療機関や医師、看護師の方と人工呼吸器装着児童生徒の訪問看護にかかわっていらっしゃる訪問看護ステーション並びに在宅での主治医の先生方が一堂に会して、情報を交換しながら、それぞれがどういうふうなことをやっているのか、どういうところに課題があるのかとか含めて協議をしていただく場が、もうそろそろ必要なんじゃないかなというふうに思います。お互いわからない部分というのがある、医師の方々からもそういうふうなんです。ぜひ、ほほえみの方、まあ訪問看護ステーションの先生ですけれども、ほほえみスクールライフ支援事業の医療機関の方々とお話をしっかりしたいというようなことも出ています。

訪問看護ステーションの方々もやっていただいていますけれども、これは利用補助ということでやっぱり保険が適用されないという部分ですから、やっぱり高額ですよ。今後その人工呼吸器装着児童というのはふえてくるということは確実だろうと。現在は、今3名が対象で、今現時点では2名が利用されていると思いますけれども、人工呼吸器装着をしたほうが呼吸が安定して元気になるという子供たちも含めてたくさんいるようですので、実際、ほほえみスクールライフ支援事業で支援をもらっている子供たちにも潜在的にいるわけですよ。いつその人工呼吸器にかかわっていくかわからないというような状況の

中で、個々に支援課が医療機関にお話を聞くということではなく、一堂に会して、今後どういうふうにこの事業、ほほえみスクールライフ支援事業であったり、訪問看護利用補助事業であったり、どういうふうに進めていくべきかということを検討していかないといけないというふうに思うんですけれども、きのう、厚生常任委員会のほうで、鬼海県議からもそういった質問を障がい者支援課のほうにされていました。そういった御認識について、もうやはり個々に対応していただくだけではなく、今後のことを含めて、県がリーダーシップをとってそういう場をつくり、協議していく必要があると思いますけれども、御認識をお聞きいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

ただいま御質問がありました人工呼吸器装着児童の訪問看護利用補助事業につきまして、今、平野先生からありましたように、一昨日、保護者の方から要望書が提出されました。要望書の内容としましては、利用時間の延長ですとか、訪問看護ステーションの協力していただける数をふやしていただきたいとか、ほほえみ事業の拡充をというような御意見がございまして、まず1点目の、いわゆるほほえみスクールライフ支援事業を委託しております医療機関と人工呼吸器にかかわる医療機関関係者との協議の場ということでございますが、今、かがやきの森支援学校と黒石原支援学校のそれぞれ1人ずつ、2人の対象の生徒さんが人工呼吸器を装着して学校に――この事業を活用しておりますので、それぞれの学校において、ほほえみのほうのドクター、それから看護師さん、それから人工呼吸器のほうの主治医の方と訪問看護ステーションの看護師さん、それぞれの学校で情報交換をしていただく場をことし設けました。そういう中で、お互いのまず共通理解を図ってい

ただくとともに、その場に学校職員も同席をして、緊急時の対応等について、お互いが連携してどのようなことをやったがいかということを確認いたしました。

それから、この人工呼吸器の補助事業につきましては、この事業を始めまして、現時点で、まあ1年半というところが過ぎております。教育委員会としましては、この事業の成果をこの後——来年で3年目になりますので、その間の事業等を見ながら、このほほえみスクールライフ支援事業ということで、一体にしてほしいという御要望もございしますが、まずは、この人工呼吸器のほうの補助事業の成果をしっかりと整理した上で、今後のあり方について考えていきたいと考えております。

○平野みどり委員 ほほえみスクールライフ支援事業ですと、看護師さんが常駐をされていて、保護者が付き添いをしなくていいわけですね。ですから、保護者の方は、仕事もできる、さまざまな校務、用務ができるということで、ほほえみスクールライフ支援事業、ありがたいというふうに思っているんですけども、実際、このほほえみスクールライフの子供の中にも、本当は人工呼吸器が安全だし、健康にいいのじゃないかなというふうな方も含めて見受けられるということもちょっと漏れ聞いているところですが、すけれども、だけれども、その人工呼吸器の訪問看護利用補助ですと、週2回ですよ、3時間、3時間で。子供の状況からして、元気に人工呼吸器で呼吸が安定して体力が出てきたりしている状況の中では、もっともっと学校に行きたいと思っても週2日しか行けないと。この現状というのは、お母さん方の、今までずっとついていけなかつたから、負担軽減ということでこの事業が始まった部分というのが、予算をとるときですね、保護者の負担軽減ってあったと思うんで

すけれども、本来、子供の教育を受ける権利ということからすると、週5日学校に行きたくても行けない状況があるというのは、やっぱりこれは非常に問題だろうと思います。

ですから、ほほえみスクールライフ支援事業、今、栗原課長からもありましたけれども、今後は、しっかりとこのほほえみスクールライフ支援事業、そもそもは人工呼吸器の子供は除くとなっているけれども、現状から考えて、人工呼吸器の子供にも対応できるように、同じ看護師さんですから、その人工呼吸器の子供に対応するスキルとか訓練とかいうのは当然必要だから、そこをやっていたきながら、このほほえみスクールライフの中でやっていくと。今後、県の予算という意味でも、この人工呼吸器の利用補助の事業ですと、看護師さんの時給が6,000円ぐらいに当たるんですか、そういうふう聞いていますけれども、保険適用ができませんからね。訪問看護ステーションは、元来、保険でいくところですから、そういう意味で、できるだけ早急にこの2つの事業が一体になれるような形で、関係者の方々と協議ができるような場を設置していただきたいということを要望して、終わります。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 警察本部に2点ほど。

先ほど本部長の総括説明要旨の中にあつたわけですが、広島県の土砂災害、今回の御嶽山噴火災害ですね、これに熊本県警の関係者が出動されているかどうか1点と、それから、テレビを見ておりますと、やっぱり今度の御嶽山噴火災害では、救助活動に行くいろんな関係者が、ガスに対する装備が十分でないというふうなコメントをテレビの取材にしております。そういうことから含めて、ここに、機動隊の各種部隊について、訓練や装備

云々というふうな説明がありましたが、2点目は、九州の場合も、過去をさかのぼると、阿蘇山の噴火、3年前の新燃岳、あるいは10数年前の普賢岳と。いつあるかわからぬわけですが、そのガス等に対する装備、機材についての今後必要性について検討されたかどうか、どなたか御回答を。

○潮崎警備部長 警備部から申し上げます。

機動隊では、毎年、阿蘇山の火山噴火による被害に対応するために訓練を行っております。その際、防護服でありますとか、ガスに対応できる装備を使って訓練しながら、確実にできるかということで点検しております。

それと、加えまして、新たな救出方法というのも出てきますので、それに伴ったところでの装備の要望等、予算化というものも検討しております。

今回も、我々の持つ装備で、もしも阿蘇山が爆発した場合に、噴火した場合に対応できるかということで、警備部内でも若干話しましたけれども、まあ、初動対応にそごはないというふうに考えております。

ただしかし、装備につきましては、御承知のとおり、ずっと管理しておりますも、経年劣化ということがありますので、それに伴うところの更新、減耗更新というものは常に考えているところであります。

以上です。

○増永慎一郎委員長 最初の質問は。

○潮崎警備部長 出動につきましては、広島、それから御嶽山の関係につきましても、県警からの出動はあっておりません。

○小杉直委員 あれは何ですか。ブルーの制服、出動服に黄色のこう入った、あれは緊急広域、広域緊急、何ちゅうとですか。

○潮崎警備部長 広域緊急援助隊です。

○小杉直委員 広域緊急援助隊。

○潮崎警備部長 はい。

○増永慎一郎委員長 よかですか。

○小杉直委員 テレビを見とって、迷彩服の自衛隊ばかり映るときには、うわあ、自衛隊ばかり映つとると。赤い消防が映りますと、消防ばかり映つとと。そして、広域緊急援助隊が映ると、あ、ここも映つとると。バランスよくテレビ局が映つとることを希望しながら災害現場出動を見とるわけですが、まさしくも命がけで2次災害起きないように注意しながらされとるわけですけれども、今度の御嶽山については、普通のガスと違って、何か今まで自衛隊さんもよく訓練していないようなガスというふうに広報班長がテレビでインタビューに応じておられましたもんね。だから、今警備部長がおっしゃったガスを含めた装備、機材については、古くなったものもあろうかもしれぬし、いつ、いかなるこういう異常気象事態の状況ですから、早目の装備の取り組みをお願いしておきますね。

もう1点、よかですか。

それから、福岡の工藤会のナンバーワンとナンバーツーを、元熊本県警におった樋口さんが今福岡県警の本部長として陣頭指揮をとられて対応されたので、もううれしくなつて、福岡の組対課長をされた黒川警務部長に電話をしたわけですが、それに関連するわけではございませんが、組対課長がさっきおっしゃった暴力追放運動推進センター、これについての経営状況の説明を受けましたが、収入と支出について、詳しくはちょっとよく聞いておりませんでしたけれども、収入の部の協賛者といいますか、民間の。名称、何とい

うかちょっとわかりませんが、そういうことと、公共団体からの補助金のバランスといたしますか、そういう年々の収入のことはどういうふうになつていきますかな。

○熊川組織犯罪対策課長 組対課でございます。

この運営経費につきましては、暴追センターの賛助会というのがございまして、賛助会員、法人と個人でございます。これが、7月31日現在で1,167ということでございます。これからの賛助金をいただくと。それから民間からの寄附金、さらには県のほうから補助金を1,341万、これは例年同じ額ということで、これをもとに運営をしているという状況でございます。

○小杉直委員 暴力団対策等については、県民の協力をいただきながら、県警も全力を挙げて取り組んでおられますので、熊本は、案外、他県から比べると、きちんとした取り締まり成果が出ておると思えますけれども、やっぱりその根底の一つには、やっぱりこういう暴力追放運動推進センター等の活躍も、やっぱり目に見えるところ、見えないところであつておると思うわけですか。

聞くところによると、県からの補助金がずんずん減ってきたというふうに、ちょっと心配しておりますが、この近年の県の補助金の減りぐあいとか、場合によってはふやしくあいたか、そこのところはいかがですか。

○熊川組織犯罪対策課長 補助金につきましては、ここ数年、同額という形で推移しております。

○小杉直委員 そんならば、当然寄附金とか賛助会員のふやしも重要でしょうけれども、県のほうも、なかなか補助金は厳しい時代ですけれども、数年、横ばいといいますか、同

額というならば、まあまあ安心しますけれども、補助金については減らないように、ひとつ頑張っていて、また、主管委員会等にも早目に御説明、要望されるようお願いしときますね。

以上です。

○氷室雄一郎委員 今、センターのことでお尋ねですけれども、この相談件数が、25年度は543件、その内訳を見ますと、その他暴力関係相談、これは家庭内暴力みたいなものなんですか、それとも暴力団関係、ここが非常に408人、ほとんどここなんですけれども、その実態だけちょっと教えてください。

○熊川組織犯罪対策課長 この相談の関係は、基本的には暴力団が絡んでいるというところの相談を計上しているということでございます。

○氷室雄一郎委員 非常に頑張っておられるその実態、処理状況を見ますと、543件の相談があつて、センターで解決したというのはもうほとんど536件ですかね。だから、非常にこのセンターが機能しているという私はこの実態じゃないかと思うんです。だから、これはすばらしい。もうそこでいろんな相談をされた上で、まあ、本人さんも安心されたり、納得されたり、解決をしていると。弁護士等の引き継ぎが7件ということで、ほとんどこのセンターで処理をされていると。非常に私はすばらしい、このセンターが、相談は機能しているんじゃないかと思つて非常にびっくりしているんですけれども、電話による相談がほとんどでございますけれども、私は、この辺は皆さんに広く知っていただいて、いろんな相談なさる方々、希望されている方もおられるんじゃないかと思うんです。もう少しアピールしていいんじゃないかと思うんですけど。非常に敬意を表したいと思

っております。何か一言ないですか。

○熊川組織犯罪対策課長 今後も暴追センターの存在というのをしっかり皆さんに広報しまして、適宜対応していきたいというふうに考えております。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。――ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第16号から18号、第39号について、一括して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

それではまず、能登教育政策課長から報告をお願いいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

その他報告事項の資料に基づきまして、熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定などについて、御報告させていただきます。

今回報告いたします3本の条例は、いずれも子ども未来課の所管でございますが、厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要につきまして御報告させていただきます。

まず、1ページの1、条例の名称でございますが、1つは、熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定でございますが、他の2つは、関連する条例の一部改正でございます。

2の条例の制定の趣旨でございますが、来年4月の施行が予定されております子ども・子育て支援新制度の施行に合わせまして、新しく条例を制定及び一部改正するものでございます。

具体的には、ここに記載しておりますとおり、認定こども園法の一部改正に伴い、新たな単一の認可施設となります幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、条例で定めるものでございます。

また、これに伴い、関連する2つの条例につきまして、一部改正をするというものでございます。

ここで、条例の概要説明に先立ちまして、子ども・子育て支援新制度につきまして、概略を御説明申し上げます。

4ページの参考1をごらんください。

子ども・子育て支援新制度の趣旨でございますが、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございまして、本格施行は、来年4月となっております。

次に、新制度の主なポイントでございますが、第1に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じました共通の給付である施設型給付等

が創設されます。

第2に、今回の条例制定に関するものですが、認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園につきまして、認可、指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけが付与されます。

以下、記載してありますとおりでございます。

次に、5ページの参考2をごらんください。

今回、条例を制定予定しております幼保連携型認定こども園につけました認定こども園の認可等の形態が、制度改正に伴いまして、どのように変わるかを示しております。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設でございます。認可等の違いによりまして、資料の左側に記載のとおり、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、また、点線の中に記載しておりますが、地方裁量型認定こども園といった4つの類型がございます。平成18年10月からこの制度がスタートしております。

現行と記載しているところになりますが、これまでは、幼稚園としての学校教育法の認可または保育所としての児童福祉法の認可に加えまして、認定こども園法に基づく認定が必要でしたが、今般の認定こども園法の改正で、幼保連携型認定こども園につきましては、改正された認定こども園法に基づく認可に統一されまして、その認可基準といたしまして、国の定めた基準等を踏まえて、今回、新しく設備及び運営の基準に関する条例を定める必要が生じたものでございます。

なお、この新しい幼保連携型認定こども園の認可に当たりましては、改正認定こども園法の規定で、県知事が認可に当たって審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされておりますことから、資料の右側に記載のとおり、既に設置されておま

す熊本県子ども・子育て会議の部会を活用して審議できるよう、今回、当該会議条例の一部を改正することとしております。

次に、資料の右下に記載してありますとおり、幼保連携型認定こども園以外の幼稚園型や保育所型認定こども園は、これまでどおり、学校教育法などの認可及び改正認定こども園法に基づく認定を受ける必要がございます。

なお、熊本県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正は、幼保連携型認定こども園について新しく基準条例を定めることとなることから、この認定こども園の認定要件に関する条例から幼保連携型の規定を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

3の内容でございますが、今回、制定及び一部改正する条例の概要は、ただいま参考2で説明したことをここに記載しております。

4の施行期日でございますが、認定こども園法の一部を改正する法律の施行の日としてございまして、来年4月1日からの施行が予定されております。

また、新制度への円滑な移行を行うため、準備行為に係る改正規定については、公布の日からとされております。

次の2ページ及び3ページに、条例の主な項目と内容を記載しております。

例えば、(1)熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例につきましては、職員配置や園舎・園庭の面積の基準など、幼稚園、保育所のそれぞれの高い基準を引き継ぐこととなります。

また、県内農林水産物を優先的に使用するよう努める地産地消の推進や子育て支援事業に携わる専任職員の配置など、県独自の基準も定めております。

3ページの(2)、(3)につきましても、認定

こども園法の一部改正及び(1)の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定に伴いまして、所要の改正を行うということでございます。

説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 次に、林警務課長から報告をお願いします。

○林警務課長 警務課でございます。着座で説明をさせていただきます。

私は、熊本県警察職員定数条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

お手元の警察本部その他報告事項資料の1ページ及び2ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、さきの総務常任委員会におきまして御審議をいただいた熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴うものでございます。

配偶者同行休業制度は、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度でございます。

県警察におきましては、配偶者同行休業制度の円滑な運用を図るとともに、一定の実働員を確保するため、熊本県警察職員定数条例を一部改正し、配偶者同行休業の承認を受けている職員を定数外の職員として運用することとしたものでございます。

なお、本改正につきましては、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の附則において行いまして、施行日は、平成27年1月1日を予定しております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ただいまの報告について質疑を受けたいと思っております。

質疑はございませんか。――ありませんか。

なければ、それでは、次、その他に入ります。

その他について何か質疑はございませんか。

○小杉直委員 今大きな社会問題になっておる危険ドラッグについて、ちょっとお尋ねしますが、全国的に重大事故とかあるいは危険運転が多発して、もう今もですが、今後大きな社会問題になってくると思いますが、県内での危険ドラッグによる事故とか事案ちゅうものは大体どういうふうになっとりますかね。

○池部刑事部長 刑事部長でございます。

危険ドラッグの関係につきましては、本会議の代表質問で本部長の答弁もございましたけれども、県内の事件、事故の発生状況につきましては、事件関係としては、平成23年の10月に、指定薬物を販売あるいは販売目的で貯蔵したということで、販売店舗の2名を薬事法違反で逮捕したのが初めてだったというふうに思います。

その後、昨年は、ちょうど同じ事件が2件続きまして、これは、麻薬及び指定薬物を国外から密輸入したということで、2つの事件で2名を逮捕いたしております。これは、麻薬と指定薬物の所持、密輸入ということになります。

ことしになりましてからは、先月18日に、指定薬物を単純所持していたということで、ことしの4月1日から薬事法が改正されて、これまで罰則がなかった指定薬物の所持、購入、譲り受け、使用、これについても罰則がつけました。そういった関係で、9月18日に、福岡に居住する男女2名を指定薬物の所持ということで逮捕いたしております。

交通事故の関係も、先月2件発生をしたということで新聞に載ってございましたけれども、これまで把握している中では、7件の交

通事故が危険薬物の影響によるものではないかというふうに言われております。7件の内訳は、軽傷の人身事故が1件と物損事故が6件ということでございます。

以上です。

○小杉直委員 まあ、熊本の場合には、今刑事部長がおっしゃったように、いろんな多岐にわたる法令適用とかいろんな取り組みから重大事故、事件は起きておらずに、早目、早目の抑えをしておられますので、それは敬意を表したいと思いますが、今後県内でもどうやって発生するかわからないというのが実情だろうと思うですたいね。御承知のとおり、県外では、もう死亡事故等もあっておりますし、1週間ぐらい前は、元の芸能関係者が警察官が7人か8人で押さえぬとおさまらぬような過激な暴れ方をしておりまして、覚醒剤のシャブぼけよりも、危険ドラッグのぼけのほうが荒っぽいというふうな話も聞くことがあります。

この代表質問で知事の答弁を聞いておりましたら、国の緊急対策と連動した指導、取り締まり、販売店排除等を考えておって、条例化は国の対策の実効性を見きわめたいというふうな主な発言でした。教育長は、学校薬剤師での防止教室等に取り組んでおりますと。県警本部長は、今刑事部長がおっしゃったように、多岐にわたる取り締まりを強化しているというふうなことですが、新聞等で知る限りでは、もう既に条例化されておるのは、東京、大阪含めて6県か7県、それから、九州では、佐賀を含めて、まだ4～5県で条例をつくらうかというふうな動きもあるわけですが、県議会としては、最終日の6日に、自民党と公明党と民県クラブの共同提案で、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を採択する予定なんですね。

まあ、そういうところで、刑事部長でもいいし、条例に何度も携わった黒川警務部長でも

いいわけですが、熊本県としては、これに対する条例をつくるという必要性については警察の考え方はいかがですか。

○黒川警務部長 警務部長でございます。

今先生御指摘のとおり、また、府県では幾つかもう条例制定されており、また、制定の動きがあると。そういう中で、かなり思い切った規制が検討されているということも一部報道されております。詳細な内容については不明でございますので、あくまでここでは一般論ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、その条例を仮につくるにいたしましても、つくるかどうかについては知事が答弁したとおりということになりますけれども、その中身を当然どうするか、そして、それはやるからにはしっかりとした規制にしていかなければいけないというふうに考えられますが、一般論として、その何かおそれがあるということで規制をするとしても、程度問題ではありましようが、なぜおそれがあるのかというのを一定程度当然合理的に説明ができなければならないというふうに考えます。

そうしますと、薬物の身体あるいは精神への影響、そういったもののおそれを説明するとなりますと、結局のところ、まあ、当該物質のその成分を何らかの方法で鑑定するなり分析するなりして、一定の基準があれば、おそれが高いと、規制対象だと、一定以下であれば、おそれまでは、規制までは至らないだろうというような考え方が一般的ではないかと考えられます。そして、これにつきましては、その規制の仕方というところはいろいろなやり方ありますけれども、既にそういう考え方で薬事法もその成分指定というものを既にやっておるところでありますので、このあたりについて、今後、国でも、あるいは必要であれば各県でもどういう検討をしていくかということになってくるかと思っております。

まあ、このおそれというハードルを、いわば下げる、念のため規制するということもありかもしれませんけれども、あるいは、そうなりますと、それこそお香ですとかハーブということで、リラックスするために本当に使っている方もいるわけですが、ハーブをたいて、お香をたいてリラックスすることは、何らかの精神的に影響もあるわけでありまして、やはりどこで線引きをするかというのは非常に難しい問題ではないかというふうに私も考えております。

いずれにいたしましても、警察といたしましては、本会議で本部長答弁したとおりでございまして、違法なものについては厳正に取り締まっていく、それから、現時点、違法ではないとされているものにつきましても、別の法令を適用できないか、あるいは知事部局とも、あるいは国とも連携して、今違法でないものも早急に違法なものとして規制の網をかけていくということでありましょうし、何よりも、違法であれ、合法であれ、やはり有害なもの、危険なもの、あるいはそういうおそれがあるもの、こういうものを摂取することは望ましいことではございませんので、警察といたしましても、今まで以上に、やはり青少年を初め県民全体に対して、この危険ドラッグ、あるいは薬物全体のこの危険性というものを強力に広報啓発活動してまいりたいというふうに考えております。

○小杉直委員 まあ、警務部長がおっしゃる意味は大体何となくわかりますが、確かに、危険性との区分の問題とか、それから成分の鑑定の時間とか、それからまた、その成分のまたこの新しい組みかえとか、非常に難しいということはわかっておりますし、健康福祉部にも条例の必要性について議論しましたけれども、やっぱり知事が答弁したように、国の方針を待ってとか、あるいは現場では警察を含めていろんな取り組みをされるわけです

が、しかし、よその県の鳥取あたりでは、熊本県より小さい県ですが、全面規制をつくった条例をつくったり、さっき言ったように、東京、大阪6県ぐらい、あるいは佐賀を含めて条例化の動きがあるということを踏まえますと、熊本県でも積極的に条例をつくるということが、取り締まりする側としての取り組みはしやすい、その効果が出やすいというふうに何となく思うわけですが、それについてはいかがですか。

○黒川警務部長 委員御指摘のとおりでございまして、我々その与えられた武器の中でしっかりとした取り締まりをしていくということとでございます。それが、国の法律であれ、あるいは県の条例であれ、まったく不要というふうに私申し上げたつもりはございませんので、今後も、関係部局、国とも連携をしながら、必要な規制というものは検討していきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 まあ、薬務衛生課を含めた健康福祉部とかあるいは教育上のいろんな指導もありますし、そういう知事部局と教育委員会と県警と必要に応じて積極的に協議されて、条例をつくるのは、足元は知事部局でしょうけれども、県警の意見もしっかり反映できるように取り組んでほしいと要望をします。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 これは私が聞いた話をもとにちょっと質問させていただきますが、教育委員会の高校教育課長か、場合によっては教育長に御答弁をお願いしたいと思いますが、8月に、これは全てかどうかわかりませんが、各高校校長先生、進路指導部長様宛てに、これは全国紙の新聞社ですけれども、

からの御案内というものが発送されたそうでございまして、その中身を見ておりますと、この新聞社が最近、どことは言いませんが、いろいろたたかれている新聞社のございですが、その社員による出前授業を、こっちから派遣しますので、受けられませんかというような案内だそうでございまして、いろいろ中に書いてありまして、もちろんいいことも書いてありますが、ちょっとその中の出前授業の中で出前平和授業、これは、その新聞社の記事を紹介しつつ、憲法改正や集団的自衛権等をテーマに、世界平和を希求することの大切さを学びます、そういう社員の方が行って、そういうテーマをもとに、いろいろな平和についてお話しなさるとのことだと思います。

確かに、文科省から、いろいろ調べましたけれども、いろいろな通知が、県、県立高校、市立高校含めまして、県経由して、いろいろな出前授業等を活用して、憲法、中身の表面的な理解ではなくて、きちっとこれから大人になってどういった憲法とのつき合いをしていくかという、理解を深めるために出前授業等を活用しなさいという何か通知も来ているそうであります。ただ、その前後を読みますと、必ずしもそういうマスコミとか民間団体をお願いしてというような意味合いじゃないようでございます。

そこで、この新聞社がどうのこうのと言うつもりはございませんが、ふだんのこの新聞の論調を考えると、この憲法改正とか集団的自衛権に関しては多分こういった考えの方が行かれるだろうと、それをダイレクトに、これは高校だけなのか、義務教育のほうにも行っているのかわかりませんが、出前授業と称して、そういう講演をなさる、講義をなさることが、果たしてどういった——プラスもあるかもしれませんし、マイナスの影響もあるのかなということをお心配するわけでございます。

言いましたように、この新聞社が云々じゃなくて、じゃあ、ほかのB新聞、C新聞からも同じような出前授業の案内とか、あるいは全く関係ないいろいろな企業、団体からいろいろ来た場合に、学校側としても、一旦受けられたけれども、次はだめとかということも難しいんではないかと思っております。

そこで、高校教育課長、こういったその新聞社から、高校なり、ほかの義務教育課程に案内があった、あるいはそれに応じてどっかが出前講座をお願いなさったというようなのが、例えば教育事務所、あるいは学校直接、あるいは市町村の教育委員会等々を経由しての情報でも結構でございですが、そういった事案があるというのを把握なさっているかどうかをまずお尋ねしたいと思っております。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

高校現場におきましては、新聞社に限らず、さまざまところから、年間通しまして、かなりの数の御案内が参っておるとというのが現状でございます。

その中で、今委員の御指摘がございましたような案内文につきましては、県立学校のほうにも案内が来ておると、ファクスで来ておるとするのは確認をしておりますが、その案内に対応している学校については、ないということが現状でございます。

○松田三郎委員 その冒頭、前半の御説明ありましたように、ほかのことを含めてかなり来るというのは、大体新聞社なのかどうか、2点目は、その中身は、大体こういう平和教育関係とかテーマが限られるのか、ちょっとその2点だけ。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

御案内の内容でございますが、新聞社に限

らず、例えば、最近学校経営ということが言われますので、学校経営セミナーですとか、あと、スポーツの部活動に関する指導の御案内ですとか、そういうものも含めまして、さまざまな機関から、それこそファクスで自動的に送られてくるものも含めると、それこそ限りなくたくさん案内が届くということでございます。

○松田三郎委員 これだけ私はたまたま把握しましたので質問しましたけれども、恐らくたくさん来るんでしょうね。来る中で、校長先生を中心として、自分の学校の生徒にどれが役立つか、いろいろ考えてお決めになることだと思いますので、現時点では、この件に関して頼まれたところはないというところでございますので、とりあえず、状況の確認だけに1点目はさせていただきたいと思いますが、同じような問題で、同じようなテーマといいますか、私が直接、間接的に聞いた話ですけれども、ちょうど例の集団的自衛権の閣議決定がなされた前後だと思いますが、例えば、高校でもそうだった、小学校でもそうだったと。ある子供さんがうちに帰って、日本は戦争する国になったんねというような話をしたと。あるいは、高校生がサッカーをやって、近所の食堂のおばちゃんに言ったという話だそうですね、自分が好きなサッカーもこれできなくなった、何でねと聞いたら、徴兵制で自分は自衛隊に強制的に行かなければならなくなる、だから、サッカーはできないんだというような話が、これはちょっと限られたとこだけかなと思いましたが、いろいろ調べたら球磨管内の学校でもありまして、あるいは熊本市内の小学生であるとかあるいは菊池の高校生ということで、あんまりエリアに偏在しているというわけではなくて、こういうのが結構あるのかなと思いました。

それで、全部の授業内容を、それは教育委

員会なり校長先生なりが把握しているわけではないとは思いますが、沖縄で同じような何か事例があって、予算委員会で取り上げられたそうでございます。そのときに下村博文大臣いわく、個人的な考えや——これは答弁ですけれども、一方的な主義主張による不適切な事案があれば、文科省としても、必要に応じて教育委員会を通じ、指導し、学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組むと。特に、この授業で集団的自衛権などの社会的な事象を扱う場合については、捉える観点によって恣意的な考察や判断に陥ることがないように、さまざまな資料を適切に用いて多角的、多面的に考察することが求められるとおっしゃっているわけです。

何も私も自民党だからというわけじゃありませんが、少なくともこの小学校低学年の児童にこの集団的自衛権とか教えることは、ちょっと難易度によって適切かどうかは別としても、非常に担任の言動というのは影響を受けやすい年ごろでしょうから、こういう意見もあるけれども、一方ではこういう見方もあるんだよというのが、少なくとも公平な学校の先生がとるべき態度ではないかと思うわけで、もちろんそうされて、最初のほうがインパクトがあってそういう受け取り方をしたのかもしれないけれども、これは別にこの事案に関してではなくて、結構いろいろあるのかなというような感想を持っております。

そこで、教育長に、まあなかなか、冒頭申し上げましたように、市町村の教育委員会が、県教委もそうですが、あるいは学校現場の校長先生が、一つの先生の授業を全て把握して、どういった中身の授業をしたというのを全て把握するのはなかなか困難とは思いますが、こういった状況がもしかすると、この問題だけに限って言いますならば、今開催の臨時国会、あるいは来年の通常国会で安保法制等々の議論がまたされるということになると、またぞろそういう先生の指導なり授業も

あるかもしれないと想定されますので、その状況に関して何か所見なり思われることがあれば、まずちょっとお伺いしたいと思いません。

○田崎教育長 今おっしゃられました問題について、現時点では、授業等で児童生徒にそういう誤解を与えるような教師の言動と申しますか、そういう指導があったという報告は受けておりません、教育委員会としまして。

県教育委員会として、例えば、先ほどもちょっと例として出されましたけれども、教師の個人的な意見とか、一方的な主義主張に基づくその不適切な指導があれば、これについては、学習指導要領に基づく適切な指導を行うように、教育が行われるように指導していくというのが県教委の立場だというふうに思っているところであります。

まあ、現時点でいろんな今、今後国のほうでも法制化とか動きがあるというふうには聞いておりますけれども、そういった中でいろんな議論がなされていくと思っておりますけれども、現時点では、特に文部科学省のほうから、授業について、こういう指導をしなさいというふうな通知等あっておりませんので、そういったことを注視していきたいというふうに思っているところです。

あと1点申し上げておきたいのは、いわゆる集団的自衛権について、授業の中で扱うのは、教科書でいくと高校以降、県立高校以降のことになりまして、小学校、中学校で学習指導要領の中で集団的自衛権について扱うというふうなことにはなっておりませんので、それはちょっと参考として申し上げておきたいと思えます。

○松田三郎委員 わかりました。

例えば、今その集団的自衛権の話だけしましたけれども、例えば歴史関係、例えば慰安婦の問題であるとか南京事件の問題、教科書

も大分変わってきたという話ではありますが、先生によっては、大分ニュアンスの発信の仕方ということは、児童生徒の受け取り方も大分その先生のウエートの置き方によっても影響もあるのかなと思っておりますので、まあ、私がこうしてください、ああしてくださいと、改めて、おっしゃるように、県の教育委員会から何か通知を出すというような、そこまで荒立ててというつもりはございませんけれども、さっき教育長がおっしゃった、そういう事案は報告はないと。通常、これはちょっと確認、質問ですけれども、あるならば、どういうルートで県の教育委員会に上がってくるのが考えられる、例えばこういう授業がされたいといった場合に、例えば校長から報告があるとか、あんまりないとは思いますが、考えられるルートはどういうのがあるんですか。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

考えられますルートは、校長から、まあ学校から正式な形で報告があるという形と、あと、保護者の方、授業を受けた自分の子供が家に帰って、こういう授業が行われましたよということを保護者に伝えて、その保護者が高校教育課の指導あたりに連絡をされるという、そういう形がもうございます。

○松田三郎委員 最後ですけれども、多分そういうルートだとは思いますが、校長先生がそれを把握して、別に教育委員会に上げずにですね、その担任の先生にこういう話でしたから注意してくださいよとか何とか言ったら、そこで改善というか、改善のほうに向かうならば上がってこないわけでしょうから、そういうのも含めまして、さっき改めて通知とか何とか厳しくしてくださいという意味ではなくて、この問題に限らず、下村大臣がおっしゃっているように、自分の主義主張

を一方向的に発する場ではないので、多角的、多面的にというものは、ぜひ現場の先生方にも何らかの形でその緊張感を持っていただきたいという思いで意見として発言しましたので、また教育委員会の内部でもいろいろ検討していただいて、しかるべき何か措置が必要であるならば取り組んでいただきたい、最後に要望しておきたいと思えます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 関連して私から、今の関連なんですけれども、県立学校の場合には、今のあれでいいんですけれども、例えば、普通の市町村の教育委員会等では、今の件に関しては、何かそういうことがあったとかいう話は聞かれてないでしょうか。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

今のところ、小中学校のほうでそういったことがあったという報告はございません。小中学校の場合には、市町村教育委員会から教育事務所を通じて報告がなされるものでございますけれども、現時点ではございません。

○増永慎一郎委員長 違う集会名目で呼んで、名目が、別の名目で生徒を集めて、全然違うところでそういうふうなことをやるという可能性も非常に高くございます。これは前、いつか私がお話をしたと思うんですけれども、そういう事例もございますので、ぜひともそういった件に関しては、きちんと、おかしいことが、偏ったことが言われないように、やっぱりある程度注意をしていただきたいというふうに要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○平野みどり委員 関連でいいですか。今御発言聞いてて、もっともだなという部分もあるんですけれども、バランスよくということ

がやはり大事だろうというふうに思いますが、今子供たちにも調べ学習とかいって先生方もどんどん自分で調べていきなさいというように進めていっていいですし、メディアも子供たちもすぐにアクセスできる状況ですね、アプリも持ってますしね。その中で、例えば自分で考えて、じゃあこういうふうな発言をしたというときに、まあ、どういう発言かわからないですけども、それを逆に、いや、それは違うよとか、それはだめだよみたいな形で教員側が押さえつけるのもやっぱりいかぬと思うんですよ。子供が自分でみずから考えて、例えば保護者の影響ももちろんあるかもしれませんが、学校の先生だけじゃなくて、保護者もいろいろ考え方持っていていっていいので、茶の間でそういう話題になったときに、子供がその影響ももちろん受けますのでね、そうやって、子供がいろんな意見を発したときに、一方向的に押さえつけるということだけはないようにしていただきたいということをお願いいたします。

要望です。

○小杉直委員 関連して、松田自民党の政調会長がおっしゃったわけですが、私も、その政調会の中で憲法改正推進委員会の委員長をしたり、県議会防衛議員連盟の会長をしたりしておる立場の者ですが、集团的自衛権については、御承知のとおり賛否両論があるわけですか。だから、今、平野先生もおっしゃったように、バランスよく公平にやっぱりマスコミも捉えてほしいと思えますけれども、マスコミの方はもう言論自由ですからそこには踏み込みはしませんけれども、田崎教育長率いる熊本県の教育委員会は、偏った指導とか、そういうことは絶対なさらないということ信用しております。

ただ、申し上げたいのは、今度集团的自衛権で戦争に加担するとか、徴兵制度があるんだとか、こういう誤解はなるべく解いてもら

いたいと。振り返りますと、安保条約ができたときにも、戦争に加担する、アメリカ軍に使われる、あるいは徴兵に行かれるというふうなことが盛んに叫ばれたわけですが、以来何十年とそういうことが抑止力になって、自衛隊員は戦争で一人も死んでいないし、戦争にも加担していないし——いろんな見方が出ると思いますが、さっき言ったように、言論の自由とかいろんな考え方の自由とか、子供さんに対する配慮はしながらも、やっぱりきちんとした教育という方向でお願いしたいなというふうに要望します。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、11月7日金曜日午後1時30分からを予定しております。正式には後日文書で通知いたします。

また、管外視察の日程表をお手元に配付しております。後日、これも改めて文書で通知しますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長